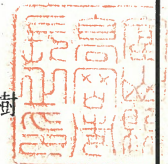


## 一般廃棄物収集運搬業

### 許 可 証

住 所 富山県高岡市福岡町本領1053番地1  
ハリタ金属株式会社  
氏 名 代表取締役 張田 真 様

高岡市長 高橋 正樹



高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第37条に規定する許可をしたことを証する。

- |         |  |
|---------|--|
| 1 業務の種類 | 収集運搬業（生し尿・浄化槽汚泥を除く）  |
| 2 設置場所  | 富山県高岡市福岡町本領1053番地1   |
| 3 最終処分地 | 高岡広域エコ・クリーンセンター<br>高岡市が指定する処理業者の市内の処理施設、高岡市埋立処分場   |
| 4 許可期間  | 令和2年4月1日から<br>令和4年3月31日まで  |
| 5 許可の条件 | (1) 一般廃棄物収集運搬地域は高岡市域内とする。<br>(2) 一般廃棄物の種類は、申請書記載のとおりとする。<br>(3) 申請書の記載事項に変更があった場合には、速やかに市長に報告すること。<br>(4) 許可証は他に譲渡し、又は貸与してはならない。<br>(5) 業務を休止、又は廃止しようとするときは、その15日前までに市長に届け出ること。<br>(6) 可燃物と不燃物を分別のうえ収集し、紙、金属等資源ごみについては、資源化再利用されるよう努めること。なお、その他の一般廃棄物については係員の指示に従い、各処理場へ搬入すること。<br>(7) 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。<br>(8) 高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第38条及び同条例施行規則第23条の規定により一般廃棄物取扱状況報告書を毎月提出すること。<br>(9) 関係法令及び市条例に違反したとき、又は前各号の許可条件に違反したときは、この許可を取り消すことがある。 |

複写無効